

## 第4回香南市農業委員会議事録（令和2年4月）

1. 開催日時 令和2年5月1日（金） 午後1時30分から午後2時8分
2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール
3. 出席委員（18人）  
農業委員（18人）  
1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）
4. 欠席委員  
10番 三浦輝之
5. 議事日程
  - (1) 開 会（会長）
  - (2) 議事録署名委員の指名 12番久武恵一 13番藤村和明
  - (3) 議 事  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明について  
議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
議案第7号 農地利用最適化推進委員（補充）の選任について  
その他の件 ①納税猶予関係証明の発行について  
②香南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則(案)について  
③女性活躍推進法の特定事業主等を定める規則の改正について
6. 委員以外の出席者 農業委員会事務局長 中邑 彰彦  
農業委員会事務局主任 宇田 道太郎  
農業委員会事務局主事 刈谷 弘法

### 7. 会議の概要

議長 ただ今から第4回香南市農業委員会を開催致します。  
尚、本日はコロナウィルス感染の拡大防止のため、いつもとは場所を変更しまして農業委員のみでの開催としております。  
いつしか花も終わり、葉桜の緑が日に日に濃くなって、薫風さわやかな好季節になりましたが、一方では連日新型コロナウイルス感染症の拡大が報道されてい

ます。一日も早い終息を願うばかりです。

外出や国交の自粛が求められていますが、近年のグローバル化の勢いの中、食料自給率低下の問題を突き付けられた思いです。農地を守り、活かし、残すための農地利用の最適化推進業務の重要性を再認識いたしました。皆さんと共に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

最初に本日の出席委員の報告を願ひます。

( 開会 13時30分 )

事務局 本日の出席委員は18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、本日欠席の連絡がありましたのは10番農業委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。12番久武委員、13番藤村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひします。

本日は非農地証明で現地案件が1件ございましたがコロナウィルス感染拡大防止のためバスでの移動を自粛しましたので、よろしくお願ひします。

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条により19番の案件についてを先に審議します。11番農業委員は退席をしてください。

それでは事務局より説明を願ひます。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号19番の説明を致します。

本件につきましては、譲受人が農業委員であり、コロナウィルス対策のため、本日の会議には推進委員は出席しておりませんので、事務局からの説明させていただきます。

申請地は吉川町古川字バラ畑861番1外1筆。地目は田、面積は709㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は譲渡です。受付番号19番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

尚、地区の推進委員さんにも現地確認をしてもらい説明をさせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようでしたら3条19番採決に入ります。

3条1件、許可に賛成の方は挙手願ひます。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

会議を続けます。11番農業委員に入室するよう言ってください。

議長 引き続き、残りの案件について、事務局より説明願ひます。

- 事務局 受付番号17番の説明を致します。  
申請地は香我美町下分字秋末1986番他7筆、地目 畑、面積1,209㎡  
です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号17番につ  
きまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各  
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。
- 8番 事務局と推進委員で確認をしました。問題ないと思います。
- 事務局 続きまして、受付番号18番の説明を致します。  
申請地は野市町西野字イノ丸29番3。地目は畑、面積は192㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号18番につ  
きまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各  
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。
- 18番 問題ありません。
- 事務局 続きまして、受付番号20番の説明を致します。  
申請地は野市町下井字ムノ丸900番1。地目は田、面積は269㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号20番につ  
きまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各  
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。
- 14番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 事務局 続きまして、受付番号21番の説明を致します。  
申請地は野市町下井字ラノ丸347番外4筆、地目は田、面積は3,488㎡  
です。  
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号21番につ  
きまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各  
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。
- 14番 事務局の説明どおりで、全ての土地で稲を作っており問題ないと思います。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
- 12番 21番の案件、自作地はどういう形で耕作しているのか。
- 事務局 水稻を耕作している。主に譲受人と家族で耕作している。  
議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。  
3条4件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号3番の説明を致します。

申請地は、野市町中ノ村字寺屋敷785番2、地目は田、面積は455㎡です。  
位置図及び配置図は1ページ・2ページ、現況写真も1ページ・2ページをご覧ください。

申請地は、野市東小学校グラウンドから東へ約130mに位置し、資材置場、駐車場を設置するものです。譲受人は申請地から約40m西の土地で室内装飾の設計施工や販売等を行う業者の役員であり、転用後は自身の会社が無償で使用貸借する予定です。

周囲の状況は、東は同意のある田、西は宅地、南は青線を挟んで同意のある田、北は香南市公衆用道路を挟んで宅地です。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、20cm盛土し、全体に砕石を敷き周囲を土羽で囲います。

排水につきましては雨水のみで、位置図2ページのとおり、申請地内北東に設置する集水桝から北側の公衆用道路内にある水路へ排水する計画です。

排水に関しては地元の同意を得ております。また、北側公衆用道路内の水路へ繋がる排水管については、道路拡幅当時から設置されている既存排水パイプを使用するため、今回新たに道路への工事等はありません。

補足説明があれば17番農業委員さん願います。

17番 事務局の説明どおりで、3方が宅地であり、南側の農地も承諾を得ておりますので問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。  
5条1件、許可に同意の方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し意見書をつけて、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

- 事務局 受付番号12番の説明を致します。  
申請地は、香我美町岸本字イノ丸1番1と8番1、地目は畑、面積は合計で278㎡です。  
位置図は3ページ、現況写真は3ページ・4ページをご覧ください。  
申請地は、以前病院のあった跡地周辺であり、申請地のうち1番1は病室の風呂場を広くするため使用し、その他の一部も家庭菜園として使用していたことありますが、約30年前からは何も使用せずに現在に至っており、8番1は約50年前に河川工事のため土地の一部を提供して以来、一時焼却炉を設置していましたが、撤去後は何も使用されず現在に至っております。  
補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。
- 5番 ここは、老朽化した建物を解体した土地で、面積も小さく石もあり農地に戻すことも難しいと思います。
- 事務局 続きまして受付番号13番の説明を致します。  
申請地は、野市町西野字チノ丸776番4、地目は田、面積は195㎡です。  
位置図は4ページ、現況写真は5ページをご覧ください。  
申請地は、平成2年頃に農地法を知らずに作業用倉庫として建築し、その後一部を部屋として作業場兼倉庫兼居宅となり、現在に至っております。  
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。
- 18番 建物が建ってますし、今更農地にも戻せないの、非農地は間違いないですけど、そもそも建物を建てる時に転用申請がなかった、前にも居宅で同じ案件がありましたけど、知らなかったということですが、当時に戻るわけにはいかないので非農地としては認めざるおえないということです。
- 事務局 続きまして受付番号14番の説明を致します。  
申請地は、香我美町徳王子字玉葛3724番1、地目は山林・墓地、および2526番4、地目は田ですが現況地目はいずれも畑、面積は合計1,391㎡です。  
通常1,000㎡以上の申請では、委員の皆さんにバスで現地確認をお願いしておりますが、今回は現地写真のみのご説明でご判断をお願いいたします。  
位置図は5ページ、現況写真は6ページ・7ページをご覧ください。  
申請地は昭和50年当時から、3724番1については隣地が山林であったため竹・雑木が生育し山林となり現在に至っており、2526番4については耕作放棄により長年雑草・灌木類が生えたままで原野となり現在にいたっております。  
補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。
- 6番 現況写真を見ていただければわかると思いますが、山林と一体化という状況となっていて、問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号15番の説明を致します。  
申請地は、野市町大谷字丸岡316番6と316番23、地目は田、面積は合計219㎡です。  
位置図は6ページですが、6ページ右上に記載しております受付番号が間違っ

て「非-12」とプリントされていますが、正しくは「非-15」です。すみませんが訂正をお願いします。また、現況写真は8ページ・9ページをご覧ください。

申請地は、昭和52年月日不詳から宅地の敷地の一部および敷地への進入路として利用され、現在に至っております。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 説明どおり問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。  
非農地証明4件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第4号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。  
事務局より説明を願います。

事務局 受付番号11番の説明を致します。

申請地は野市町西野字ヲノ丸1853番1外1筆。地目は田、面積1,556㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合での解約で、当該農地は開発予定です。

受付番号12番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字紅葉賀208番。地目は田、面積2,290㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合での解約で、解約後は新しい耕作者が決まっております。

受付番号13番の説明を致します。

申請地は香我美町下分字常藤3401番外2筆。地目は田、面積4,799㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合での解約で、解約後は新しい耕作者が決まっております。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。  
農地法第18条の規定による合意解約について3件、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりにして承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたで

しょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定30件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 続きまして、議案第7号農地利用最適化推進委員(補充)の選任についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を4月28日に開催し、候補者2名の調査、評価をいたしました。2人とも認定農業者で、年齢、資格要件、経歴、経営等問題なく適任であると出席委員一致での決定となりましたことをご報告いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、議案第7号農地利用最適化推進委員(補充)の選任について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、承認し委嘱することとします。

議長 承認案件を終わりました。その他の件について①納税猶予関係証明の発行について2件、事務局より説明願います。

事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請が2件ありました。農地の相続税については、今後引き続き農地として利用していくことを条件に、相続税の猶予が受けられます。

今回申請のあった2件につきましては、申請人は相続開始以前から農業に従事しており、農地も現地確認をし、適切に耕作されているため、申請人を相続税の納税猶予に関する適格者として証明書を発行しています。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 続きまして②香南市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則(案)について事務局より説明願います。

事務局 農地利用最適化交付金事業を活用するにあたり、能率給という形で支給されます。その支給に関する規則(案)を定めました。中身につきましては国の要綱に基づいている部分もあり解りづらいところもありますが、第4条の(1)が今年度要望する活動実績払いになります。半日単位での支給になり上限は書いてある額1月7千円、半日3.5千円となります。添付の資料に活動内容があります。アが人・農地プランの活動、イが農地の集積・集約の活動、ウが遊休農地の発生防止・解消の活動になります。アの活動をすると7千円、イ、ウの活動をすると6千円です。これに対して半日を半額で考えますので6千円の活動をすれば3千円ということになりますが、活動内容と活動割合により額が5千円～7千円の間で調整されます。全員がアの活動をすれば月7千円で、アの活動をせずにイ、ウの活動でイの活動割合が30%以上なら6千円、30%未満なら5千円という事になります。更にア、イの活動割合により6.5千円になる場合があります。

人・農地プランについても12月までに実質化されたものに対してでますので、これについてはないかもしれません。細かい計算は県から示されたデータで自動計算しますので詳しくは説明できません。

半日単位ですので4時間未満、これについては国の要綱にも明確に時間は書いていませんので市町村の考え方という事で、現在、記録簿に半日、一日でつけていると思います。同日の半日で2件業務があっても半日となります。

資料の最後に活動記録簿の写しがあります。○で囲んだ農地法第6条第2項に基づく業務が交付金の対象となる活動です。今までやっていた活動もありますし、人・農地プランのように、これから携わる活動もあります。通常総会や申請に係る現地確認は該当になりません。

この規則(案)を市長部局からあげてもらおう事になります。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 続きまして③女性活躍推進法の特定事業主を定める規則の改正について事務局より説明願います。

事務局 働く場で活躍したいという女性が個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」があります。この法に基づき、定められた規則の中にある条文が法の改正により第15条が第19条に改正による変更の報告です。

議長 事務局の説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第4回の香南市農業委員会を終了したいと思います。  
なお、次回の農業委員会は、6月2日(火)午前9時から、この場所で行いますので、よろしくをお願いします。

( 閉会 14時8分 )

議事録署名人

議事録署名人

会 長